

## 知的障がい者が安心して暮らせる24時間支援の切れ目のない入所施設の 存続を求める意見書

障害者自立支援法では、入所施設の事業が、日中活動事業と居住支援事業とに分けられ、居住支援の報酬単価は、日中活動の3分の1であり、サービスの低下を招く恐れがあるものとなっている。

また、障害程度区分は、介護保険をモデルとして作成されたため、特に様々な特性を持つ知的障がい者には不適切であるとして、前政権時代から見直しの必要性が指摘されており、認定された障害程度区分によっては障害福祉サービスの利用が制限されている状況である。

さらに、報酬の日額払い方式は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われているが、結果的には施設の不安定な経営状態を招き、サービスの質及び量の低下につながっている。

一方、判例において契約能力がないとされる知的障がい者がいるにもかかわらず、支援費制度の時代から、障害福祉サービスの利用契約は、本人と事業者間で締結されている。

よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 知的障がいを持つ者が生涯を通して24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を存続し、グループホーム・ケアホームを充実すること
- 2 現行の障害程度区分は廃止し、支援の必要度に応じた仕組みとすること
- 3 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- 4 行政機関は、知的障がい者が自己選択権を行使できるよう、契約行為とその履行について責任を負うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
財 務 大 臣	安 住 淳 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋 子 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿